

平成 21 年 4 月 7 日
(財団法人コスメトロジー研究振興財団)

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について (公表)

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。) による改正後の国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令 (平成 20 年政令第 389 号) 第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令 (平成 20 年政令第 390 号) 第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令 (平成 20 年内閣府令第 83 号) 第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令 (平成 20 年内閣府令第 84 号) 第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に【**該当しません**・該当しない】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 3 2 0 6 - 7 7 2 1 (代表)

F A X 3 2 0 6 - 7 7 2 0

電子メール office@cosmetology.or.jp